

三田市営駐車場条例新旧対照表

現行			改正案																											
<p>第1条 省略 (位置) 第2条 駐車場の位置は、次のとおりとする。 位置 三田市三輪二丁目710番地 第3条 省略 (供用時間) 第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、<u>自動車が入庫することができる時間は午前8時30分から午後9時30分までとし、出庫することができる時間は午前8時30分から午後10時までとする。</u></p> <p>2 省略 第5条～第12条 省略 別表(第8条関係)</p>			<p>第1条 省略 (位置) 第2条 駐車場の位置は、次のとおりとする。 位置 三田市三輪二丁目648番1 第3条 省略 (供用及び入出庫時間) 第4条 駐車場の<u>供用及び入出庫時間</u>は、午前0時から午後12時までとする。</p> <p>2 省略 第5条～第12条 省略 別表(第8条関係)</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>駐車時間</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">昼間</td> <td>1時間まで</td> <td>無料</td> <td rowspan="2">超過時間の30分未満は、30分として計算する。</td> </tr> <tr> <td>1時間を超え30分を増すごとに</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>22時から翌朝の8時30分まで</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				駐車時間	使用料	備考	昼間	1時間まで	無料	超過時間の30分未満は、30分として計算する。	1時間を超え30分を増すごとに	150円	夜間	22時から翌朝の8時30分まで	2,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">月曜日から金曜日まで (三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)第1条第1項に規定する休日を除く。)</td> <td>午前8時から午後6時まで</td> <td>60分までは無料とし、60分を超えるときは、超過時間30分までごとに150円とする。</td> </tr> <tr> <td>午後6時から翌午前8時まで</td> <td>30分までごとに150円とする。ただし、1,000円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>三田市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日</td> <td>午前8時から翌午前8時まで</td> <td>30分までごとに150円とする。ただし、1,000円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	使用時間	使用料	月曜日から金曜日まで (三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)第1条第1項に規定する休日を除く。)	午前8時から午後6時まで	60分までは無料とし、60分を超えるときは、超過時間30分までごとに150円とする。	午後6時から翌午前8時まで	30分までごとに150円とする。ただし、1,000円を上限とする。	三田市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日	午前8時から翌午前8時まで	30分までごとに150円とする。ただし、1,000円を上限とする。
	駐車時間	使用料	備考																											
昼間	1時間まで	無料	超過時間の30分未満は、30分として計算する。																											
	1時間を超え30分を増すごとに	150円																												
夜間	22時から翌朝の8時30分まで	2,000円																												
区分	使用時間	使用料																												
月曜日から金曜日まで (三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)第1条第1項に規定する休日を除く。)	午前8時から午後6時まで	60分までは無料とし、60分を超えるときは、超過時間30分までごとに150円とする。																												
	午後6時から翌午前8時まで	30分までごとに150円とする。ただし、1,000円を上限とする。																												
三田市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日	午前8時から翌午前8時まで	30分までごとに150円とする。ただし、1,000円を上限とする。																												